

岩倉市都市計画審議会会議録

- 1 日 時：平成29年10月16日（月） 午後2時00分～
- 2 場 所：岩倉市役所7階 第3委員会室
- 3 出席委員：加藤 彰・丹羽 司朗・木ノ本 みゆき・高橋 恵子・西村 郁子
武藤 栄司・山田 幹夫・櫻井 伸賢・鬼頭 博和・梶谷 規子
宮川 隆・関戸 郁文
一宮建設事務所 総務課企画防災グループ 課長補佐 尾関健次
敬称略
- 4 欠席委員：竹内 祥浩・江南警察署長 伊藤 直
敬称略
- 5 事務局：建設部長・都市整備課長・計画グループ長・同技師
上下水道課長・下水道グループ技師
- 6 議 題：尾張都市計画生産緑地地区の変更（岩倉市決定）について
- 7 審議内容：別添のとおり

岩倉市都市計画審議会会議録：平成29年10月16日開催

- 事務局：お待たせしました。
ただ今より都市計画審議会を開催いたします。
委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。
なお、愛知県一宮建設事務所長様におかれましては、他の公務のため、総務課企画防災グループ、課長補佐の尾関健次様にご出席いただいております。また、江南警察署長様におかれましては他の公務のため、本日の審議会は欠席との連絡がありました。竹内委員におかれましても欠席の連絡がありましたのでよろしくお願ひします。
それでは、市長よりあいさつを申し上げます。
- 市長：本日は、お忙しいところ当審議会にご出席いただき、ありがとうございます。
本日の、都市計画審議会の議題につきましては、「尾張都市計画生産緑地地区の変更（岩倉市決定）について」でございます。後ほど、「付議」をさせていただきますのでよろしくお願ひします。
生産緑地につきましては、市街化区域内にある緑地機能に着目し、より計画的に農地の保全を図ることで農業と調和した良好な都市環境を保全していくために都市計画に定める地区で、岩倉市におきましても、市街化区域内での保水機能、緑地の保全等で大きな効果を果たしていると思っております。
今回、土地所有者の死亡や農業従事者の身体故障により生産緑地地区の変更が生じたので、都市計画の変更について審議していただくものであります。
市では、今後も農地や緑地と調和のとれた市街地の整備に一層努力をさせていただきます。
皆様におかれましては、今後も、都市計画事業の推進につきまして、ますますのご支援を賜りますようよろしくお願ひいたします。
簡単ではございますが、私のあいさつとさせていただきます。
- 事務局：本日の都市計画審議会での審議事項を市長より付議させていただきます。
〈 付議 〉
- 事務局：誠に恐れ入りますが、市長は、他の公務のため退席させていただきます。
〈 市長退席 〉
- 事務局：それでは、これより以後の議事進行につきましては、加藤会長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

会 長 : それでは、ただいま当審議会に、都市計画に関する付議が1件ありましたので、ご審議をいただきたいと思います。

これより、本日の議題に入ります。

議題「尾張都市計画生産緑地地区の変更（岩倉市決定）について」ですが、この内容につきまして事務局より説明をお願いします。

〈 資料に基づき都市整備課計画グループ長が説明 〉

会 長 : 事務局の説明がありました。内容等について、ご質問はありませんか。

委 員 : 市民農園として運営することは困難であることはわかりましたが、今までに生産緑地を市民農園として活用されたことはありますか。

事務局 : 現時点ではありません。

会 長 : 他にご質問、ご意見等はございませんか。

委 員 : 現在、生産緑地は農地全体の何%を占めているのか。また平成34年に生産緑地が解除できるということでしたが、国から何か方針等を示してきていますか。

事務局 : 割合については把握していません。また、平成34年に一斉に生産緑地が解除されるかどうかは、相続税等の関係から何とも言えないところがあるが、国からは生産緑地を10年延長できる「特定生産緑地」が創設される方針が出されているが、それ以外はまだ国から情報が入ってきていないのが現状である。

委 員 : 路線価が示されたところであるが、岩倉市は近隣市町の中でも高いほうである。岩倉市は小さなまちであるため、土地の活用方法として、今後、市のビジョンはどうしていくのか。

事務局 : 今回の生産緑地の買取申出は全て主たる従事者の死亡ということでしたが、ほとんどの方が土地の活用方法を考えられており、農地を継続するということは考えられていない。生産緑地は市街地にあるため、今後生産緑地であった場所が宅地化されていくことに対して、市として介入することは難しい。しかし、地価の下落や緑の保全を考えると、先ほど述べたように特定生産緑地として10年延長をして営農していただく国の方針に則って、市も協力をお願いすることを考えている。

会 長 : 他にご質問、ご意見等はございませんか。

委 員 : 意見書でも述べられているとおり、本審議会が開催されている現時点で宅地化が進んでいるという状況は何かならないのか。

事務局 : この問題に関しては、岩倉市だけではなく他市町村も同じ問題がでていますが、これは、買取申出から3か月を経過したら行為制限が解除される生産緑地法と都市計画審議会を開催する都市計画法の関係によりタイムラグがでてしまう状況である。現行の制度では、このような手順になってしまうのはご理解いただ

きたい。

会 長 : 他にご質問、ご意見等はございませんか。

委 員 : 意見書に対して回答はしているのか。

事務局 : 意見書は、本会議に使用させていただくものであり、こちらから回答はしません。ただし、本人から回答を求められた場合は回答をします。

会 長 : 他にご質問、ご意見等はございませんか。

委 員 : 生産緑地を解除した後に市民農園として活用している事例はないのか。

事務局 : 把握しておりません。

会 長 : 他にご質問、ご意見等はございませんか。

委 員 : 意見書には縦覧時にはすでに宅地化されていたと書かれていますが、市に買取申出を提出された時はどのような状態でしたか。

事務局 : 市に買取申出を提出されてから 3 か月後に行為制限の解除がされるため、その時点では、全ての生産緑地で農地の状態となっております。

委 員 : 意見書を提出された方は、この制度を理解していないのではないですか。

事務局 : 意見書を提出された時に、制度について説明しましたが、この方は、開発前提の買取申出について意見が述べたかったようでした。

委 員 : 一般の市民の方は、やはりこの制度の仕組み、タイムラグについて理解することは難しいと思う。

事務局 : 生産緑地について、初めて意見書を提出していただき、市としても制度の仕組みやタイムラグについて、誤解を招かないように発信できるものはないか検討をしていく必要はあると思います。

会 長 : 他にご質問、ご意見等はございませんか。

他にないようですので、議題「尾張都市計画生産緑地地区の変更（岩倉市決定）について」お諮りいたします。

原案のとおり認めることに、ご異議ございませんか。

委 員 : 異議なし（全員）

会 長 : 全員異議なしとのことですので、議題の「尾張都市計画生産緑地地区の変更（岩倉市決定）について」は議決されました。

会 長 : 続きまして、その他について事務局より説明をお願いします。

〈 岩倉市都市計画事業について資料に基づき都市整備課長が説明 〉

〈 尾張都市計画下水道事業岩倉公共下水道について資料に基づき上下水道課長が説明 〉

会 長 : 事務局の説明がありました。内容等について、ご質問はありませんか。

委 員 : 下水道事業について、左岸において昭和 63 年から約 30 年が経過しているが、

修繕等の予定を教えてください。

事務局 : 流量等により侵入水の疑いがある場合は、マンホールを開けてカメラ等で調査し左岸に限らず右岸でも修繕を行っていく。

会長 : 他にご質問、ご意見等はありませんか。

委員 : 江南岩倉線について教えてください。

事務局 : 現在、整備手法、今後の岩倉市のまちづくりを含めて県と協議しているところ です。

委員 : 市街地での整備のため、困難であることは理解できるが、計画の変更又は廃止は考えているのか。

事務局 : 現時点では考えていません。建物の建築制限をかけており、今後も早期の事業着手に向けて取り組んでいきます。

委員 : 面整備で事業は進めていく予定ですか。

事務局 : その点も含めて、今後県と協議を進めていきます。

委員 : 桜通線の整備について教えてください。

事務局 : 岩倉街道までの整備を1期工事とし、最終は豊田岩倉線まで繋がる路線です。今回、1期工事として岩倉街道までとした理由は、南にある萩原多気線から駅までのアクセスを良くすることを1つの目的とし整備を進めています。ただし、それ以降の整備については、他の都市計画事業を勘案して行うため、すぐに整備を進めますとは断言できない状況です。

会長 : 他にご質問、ご意見等はありませんか。

他にないようですので、以上を持ちまして本日の審議会は閉じさせていただきます。

委員の皆様、本日はお忙しい中ご出席いただき、ご審議賜りまして、誠にありがとうございました。